

あわび漁業の許可等の取扱方針

平成 20 年 7 月 3 日制定

(趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定するあわび漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所地を有する者に適用する。

(制限措置の内容)

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 のとおりとする。

(許可の基準)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項（規則第 11 条第 5 項）に定める許可の基準は、別表 2 のとおりとする。

(条件)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項（規則第 13 条第 1 項）に規定する条件は、別表 3 のとおりとする。

(許可の有効期間)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項（規則第 15 条第 1 項）に規定する許可の有効期間は、1 年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了するように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項（規則第 21 条第 1 項）に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 9 第 1 項の例により、提出するものとする。

(起業の認可の有効期間)

第8 法第58条において読み替えて準用する同法第39条第2項(規則第7条第2項)に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から4か月(起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで)とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

(許可等の申請等)

第9 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は、水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第58条において読み替えて準用する法第47条(規則第16条)の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条(規則第17条)の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項(規則第18条第2項)の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条(規則第19条第1項)の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による許可証の書換え交付(規則第27条)及び許可証の再交付(規則第28条)を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

附 則

この方針は、平成20年7月3日から施行する。

- 1 平成22年3月12日一部改正。ただし、改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 令和3年9月28日一部改正。

別表 1

漁業種類		漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
水産物の種類	産物の種類							
あわび漁業(あわび潜水器漁業及び繁殖期あわび漁業を除く)	あわび	かぎ、たも	第一種共同漁業権区域に隣接する共同漁業権が設定されていない海域	11月1日から2月末日まで	—	—	岩手県内に住所を有する者	—
			第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域				岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から同意を得ている者	—

あわび潜水器漁業 (繁殖期あわび漁業を除く)	潜水器		岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	—
繁殖期あわび漁業	潜水器等	7月1日から10月31日まで	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	—

別表 2

優先順位	基準
第 1 位	操業の実績*がある者
第 2 位	漁業権除外区域に隣接する共同漁業権区域の行使権がある者
第 3 位	上記に該当しない者
備 考	第 1 ～ 3 位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。 更に同順位の場合は、くじ引きとする。

※岩手県知事が許可する本漁業による実績

別表 3

漁業種類	条件
あわび漁業 (あわび潜水器漁業及び繁殖期あわび漁業を除く)	<p>ア 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。</p> <p>イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。</p>
あわび潜水器漁業(繁殖期あわび漁業を除く)	<p>ア 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。</p> <p>イ 日没から日の出までの間は、操業してはならない。</p> <p>ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。</p>
繁殖期あわび漁業	<p>ア あわび種苗生産以外の目的で採捕してはならない。</p> <p>イ ……(漁獲予定数量)を超えるあわびを採捕してはならない。</p> <p>ウ 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。</p> <p>エ 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。</p> <p>オ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。</p>